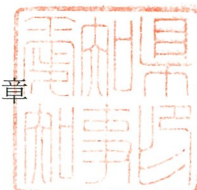




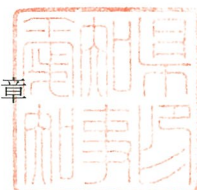
31河第279号
31港第342号
令和元年12月27日

国土交通省 中部地方整備局長 殿

愛知県知事 大村 秀章



常滑港港湾管理者 愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価書に係る意見について

令和元年10月11日付け国部整港計第13号及び令和元年10月31日付け国部整港計第13-1号で送付のあった環境影響評価書について、環境影響評価法第24条の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価書について

本事業は、国土交通省中部地方整備局が、愛知県常滑市セントレア地先の海域、約 290 haを、名古屋港の港湾整備に伴い発生する浚渫土砂等を処分するために埋め立てるものである。

対象事業実施区域及びその周辺海域が位置する伊勢湾は、過去、多くの干潟や浅海域の埋立てが行われてきた閉鎖性海域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地域が存在するほか、毎年貧酸素水塊が発生している。また、伊勢湾の中でも知多半島西側沿岸は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 28 年 4 月環境省）に選定されている。

本事業による埋立区域を含む中部国際空港周辺海域は、水深約 10m 以浅の浅場が広がっており貧酸素水の影響が少なく、海生動物の貧酸素水からの待避場所となっているとともに、多様な鳥類及び海生生物の重要な生息・生育環境となっていることから、本事業の実施に伴い、動物、植物、水質等の海域環境への影響が懸念される。

このため、本事業による環境影響を回避・低減させるよう、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載するよう意見を述べる。

なお、本意見は環境大臣の助言を受けて取りまとめたものである。

1. 海生生物の生息・生育環境の場の消失に関する予測・評価について

本事業の埋立区域は、湾央部から中部国際空港に向かって海底が急激に駆け上がる地形的な特性から、海生動物の貧酸素水からの待避場所としての機能を有しているとともに、浅場には底生生物等が多く存在し、中部国際空港の既設護岸周辺に形成された海生生物の生息・生育環境と相まって、海生生物にとって良好な環境が形成されており、多様な鳥類及び海生生物の重要な生息・生育環境となっている。また、埋立区域の一部は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されている。

しかしながら、本事業による埋立地の存在に伴う動物、植物及び生態系への影響については、対象事業実施区域の外にも同様の環境が存在していること等を理由に影響は小さいとしており、本事業の埋立てに伴う海生生物の生息・生育環境の場の消失についての環境保全の観点からの説明が十分でない。

このため、本事業の埋立てに伴う海生生物の生息・生育環境の消失について、埋立区域の場の重要性を踏まえ、適切に予測・評価し、必要に応じて環境保全措置の実施について検討した上で、評価書に記載すること。

2. 埋立面積の縮小に関する環境保全措置の効果について

環境保全措置として実施する「浚渫土砂等による造成高さを増すことにより、埋立面積を縮小させた計画」については、それにより残される浅場の面積が僅かであるため、海生動物の貧酸素水からの待避場所としての効果について、十分な説明がなされる必要がある。

このため、伊勢湾における貧酸素水塊の発生状況及び海底の形状等の基礎情報並びに専門家の意見等の客観的な根拠を踏まえた対策の有効性について、評価書に記載すること。

また、環境監視調査を適切に実施し、本事業による環境影響及び当該対策の効果进行分析

した上で、専門家による助言を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

3. 緩傾斜式護岸について

本事業での環境保全措置として、中部国際空港の「既設空港島護岸を参考に生物の生息・生育に配慮した護岸構造とする」とされている埋立地の護岸については、緩傾斜式護岸とすることだけでなく、岩礁性藻場を造成することについても評価書に記載すること。

緩傾斜式護岸の構造及び藻場造成の方法について、今後の具体化に当たっては、中部国際空港等の既存事例の検証や専門家による助言を踏まえ、環境保全措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、その検討結果については、プロセスも含め可能な限り公表し、透明性を確保すること。

なお、緩傾斜式護岸の設置及び岩礁性藻場の造成については、環境監視調査の結果を、追加的な環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度と併せて報告書に取りまとめの上、その内容を公表すること。

4. 工事中の水質汚濁防止について

海域工事に当たっては、汚濁防止膜を適切に設置する等、環境保全措置を確実に実施し、水質汚濁の防止に十全を期すること。また、工事中に管理目標を上回る水の濁り及び水素イオン濃度が確認された場合は、追加の環境保全措置を速やかに講ずること。

5. 埋立用材について

埋立てに用いる浚渫土砂等については、適切に検査を実施し、事業者が定める受入基準を満足していることを確認した上で用いること。

6. 環境監視調査の実施について

本事業は、工事期間が長期にわたるものであり、海生生物の生息・生育環境の消失区域も大きいことから、環境監視調査を適切に実施し、本事業による環境影響を分析した上で、専門家による助言を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。また、環境監視調査の結果については、追加的な環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度と併せて報告書に取りまとめの上、その内容を公表すること。

7. 浚渫土砂の削減等による埋立処分抑制について

本事業を含む名古屋港の港湾整備に伴う浚渫のほか、泊地や航路の維持のためには継続的に浚渫が必要となることから、将来的に更に海面の埋立てが検討されることも予想される。これにより海面の埋立てが進めば、浅場の消失等により、海域への累積的影響が懸念される。

このため、必要に応じて港湾管理者等の関係者と連携し、今後将来的に発生する土砂量を把握した上で、浚渫土砂の削減や海面埋立て以外の有効活用方策を含めて検討し、できる限り早期に必要な対策を講じ、埋立処分量を可能な限り削減すること。